

屋外広告物の新規許可申請

手続きについて

◎ 新規許可申請の提出部数は各2部です。

1 新規許可申請に必要な書類【(1)～(7)各2部】

- (1) 屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- (2) 位置図(住宅地図等、屋外広告物が掲出されている場所がわかるもの)
- (3) 設置敷地の公図の写し(設置場所が非自己所有地で野立て広告物がある場合)
- (4) 仕様書及び設計図(縦・横・面積・高さ・構造・色彩が確認できるもの)
- (5) 設置箇所周辺の写真(設置箇所周辺の状況が分かるカラー写真)
- (6) 使用承諾書・道路占用許可証等(設置場所が非自己所有地である場合)
- (7) 堅ろうな広告物等の管理者設置届(様式第7号)
(高さが4mを超える広告物がある場合必要です)
(屋外広告業登録証の写し、又は屋外広告物講習会修了証の写し等を添付)
- (8) 審査手数料

※窓口で申請の場合は、現金で納入をお願いします。

郵送で申請の場合は、現金書留、定額小為替、普通為替のいずれかで
納入をお願いします。

2 審査手数料について

区分	種類	算定単位	金額(円)
第1種	広告塔、広告板その他これに類するもの(第3種のもの を除く)	表示面積5㎡ までごとに	2,100
第2種	条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの (第3種のものを除く)	1枚、1本又は 1個	200
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5㎡ までごとに	2,400
第4種	はり紙(第3種のもの を除く)	100枚まで ごとに	400
第5種	その他これに類するもの(第3種のもの を除く)	1個又は 1組につき	450

ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡下さい。

問合せ先：熱海市観光建設部まちづくり課都市計画室 TEL：0557-86-6389